

公契約に関する旭川市の取り組み

—旭川市の資料より

川村 雅則

はじめに

旭川ワーキングプア研究会（代表：小林史人弁護士）では、今秋、公共工事現場調査を行う予定である。本稿では、その前段として、旭川市の公契約に関する基本的な情報を整理しておく。本誌前号の拙稿（「公契約運動の進め方」）で書いた、「現場に入る前に行うべき基本的な情報収集」の一環である。私たちの関心事を中心にまとめた。

旭川市建設工事の契約状況

市から提供された資料によれば、(1)旭川市の建設工事の契約状況は（図表1）、入札等件数は600件前後で推移し、落札率は年々上昇（ここ1、2年は94%台）、そして、契約金額は、2012、13年度は150億円超である。(2)土木と建築にわけて、なおかつ、等級別に落札率の推移をみると（図表2）、ランクAがB、Cに比べて高く、また、一部を除き、落札率は上昇傾向にある。

もちろん、落札率のこうした上昇の一方で、予定価格の積算が妥当か（とりわけ現下の建設資材の高騰・労働力確保の困難に十分対応できているか）、下請事業者との契約状況はどうか、労働者に適正な配分が行われているか、などは別に検証される必要がある（本誌158号拙稿）。

旭川市における公契約の方針

旭川市では、2008年に「公契約に関する方針」が定められている。

前文によれば、「方針は、本市の行う契約が公平、公正で透明性の高い入札・契約手続きの

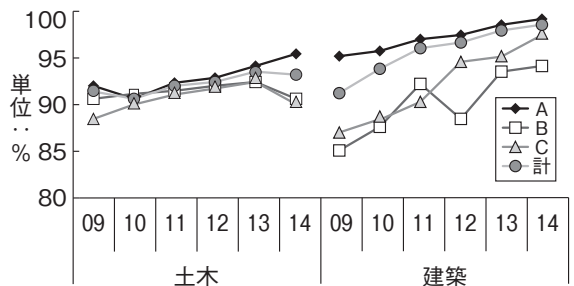
図表1 建設工事等の契約状況（契約課所管分）

年度	入札等件数 (件)	落札率 (随契含む) (%)	契約金額 (億円)
2009	604	91.32	99.2
2010	603	91.14	107.0
2011	625	92.50	115.1
2012	595	93.71	152.0
2013	617	94.60	156.8
2014	632	94.24	131.4

注：工事及び工事関連業務（測量、設計）の契約状況（土木事業所発注分を除く）。

出所：旭川市総務部契約課提供資料より作成。

図表2 土木及び建築の等級別落札率の推移(2009～14年度)



出所：図表1に同じ。

もと、契約の適正な履行を図りながら、市民が豊かで安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的」に定められた。背景には、次のような「公契約における課題」があったようだ。すなわち、公正性、競争性等の制度本来の趣旨の徹底／官製談合等への疑念／不良不適格業者の存在／過度な競争／健全な事業者の育成／社会的貢献度の高い企業の評価、である（「概念図」より）。

「方針」は、基本理念／基本目標／個別目標／方針を推進するための措置といった4つで構成されている。「基本理念」では「市が行う入

札・契約手続において、制度本来の要請である公正性、透明性及び競争性を確保することはもとより、地域経済の発展と地元企業の成長を支えるとともに、そこで働く市民の雇用環境をも視野に入れ、公契約としての役割と機能を発揮させ、市政推進に努める」ことがうたわれ、こうした理念を具現化するため、次の3つの柱(基本目標)と、その下部に個別目標が掲げられている。

建設工事下請状況等調査の実施と、労働組合からの疑問

ところで、上に掲げた目標実現の一環として、旭川市では、「建設工事下請状況等調査」が実施されている。

市からの説明(文書)によれば、公正な労働条件の促進を実現するため、従前は、文書による報告書だったのが、より効果的な方法として、面接調査が2013年10月から実施されることになった。調査方法や調査項目は北海道のそれが参考とされている。

調査は(図表3)、2014年度は78件の事業者に実施され、「労務費の設定が公共工事設計労務単価から乖離があったもの(90%以下であったもの)」は12件存在する。もっとも、言い換えれば、それ以外は90%超である、ということならば、労務費の支払い状況はさほど悪くはないとも言える。

ただ一方で、市のこの調査に対しては、建設労働組合から疑問が出されている(本誌159号、須貝卓矢論文)。具体的には、市の行う調査は、事業主との面談であって、賃金についても、賃金台帳・雇用契約書を見るというものである。そこで得られた結果は、労組が行っている調査——労組役員の説明のもとで、労働者が直接記入する自記式アンケート調査の結果とは、差異がある、というのだ。ちなみに労組が実施した過去3年の調査では、設計労務単価に対して支払い賃金は6～7割(平均)にとどまった、と

図表3 「2014年度 建設工事下請状況等調査」実施結果
単位：件

調査実施件数		78
指導事項	元請負人が社会保険等に未加入	2
	下請負人が社会保険等に未加入	10
	労務費の設定が公共工事設計労務単価から乖離(※)	12

注1：対象は、元請人74件、一次下請4件(指導はいずれも元請人に実施)。

注2：※は、設計労務単価の9割を下回るもの。

出所：旭川市「2014年度建設工事下請状況等調査の実施結果について」(2015年5月)より作成。

図表4 「方針」の基本目標及び個別目標

- | |
|------------------------------------|
| 1. 公平、公正で透明性の高い入札・契約制度の確立 |
| (1) 公正な競争の促進 |
| (2) 入札・契約の透明性の確保 |
| (3) 不正行為の排除 |
| 2. 品質と適正な履行を確保することができる入札・契約制度の確立 |
| (1) 価格以外の評価による発注方法の導入 |
| (2) 適正価格での発注の促進 |
| (3) 履行成績を評価する仕組みの推進 |
| (4) 公正な労働条件の促進 |
| 3. 地域経済の活性化など市民生活の向上に資する入札・契約制度の確立 |
| (1) 地域経済の活性化に資する発注の推進 |
| (2) 社会的貢献度の高い企業等への発注の推進 |

いうのだから、たしかに、両調査結果の差異は大きい。

まとめに代えて

旭川市の公契約においては、私たちの関心事である「公正な労働条件の促進」が目標として掲げられており、それを実現するための手段としても、上記の調査や(本稿ではふれていないが)低価格入札への対応が実施されている。そのことは評価される。

ただ、それらの施策の効果には十分な検証が必要だろう。本稿では「下請状況等調査」を取り上げ、問題を提起してみた。調査に限界があることは言うまでもないが、より効果的な(実態把握を正確に行いうる)方法を採用することで、市の政策もまた有意義なものとなろう。今秋の公共工事現場調査でそこに貢献したい。

(かわむら まさのり 北海学園大学教授)